

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS処理水¹の処分に伴う当面の対策の取りまとめ

令和 3 年 8 月 2 4 日
ALPS処理水の処分に関する基本方針の
着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. はじめに

令和3年4月13日に開催された第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定した。

現在、政府においては、被災地の皆様や漁業関係者の皆様が風評被害への懸念を持たれていることを真摯に受け止め、政府全体が一丸となって、懸念を払拭するため、徹底した情報発信を行い、説明を尽くすための広報活動に取り組んでいる。

また、将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることも考えられることから、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、基本方針決定の直後である4月16日に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（以下「実行会議」という。）を開催した。

さらに、風評影響を受け得る方々の状況や課題を随時把握していく目的で、同会議の下に、経済産業副大臣を座長とする関係省庁による「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を新設した。このワーキンググループは、経済産業省のほか、復興庁、農林水産省及び環境省の各副大臣又は大臣政務官の出席も得つつ、これまでにワーキンググループを6回開催し、46団体との意見交換（書面での意見提出を含む。）を実施してきた。

本取りまとめは、基本方針で示した処分方法や対策の方向性に基づき、廃炉・汚染水・処理水対策福島評議会を始め、ワーキンググループや政府への要望・要請、様々な機会を通じた意見交換において頂いた内容等を踏まえて、当面実施していくべき対策を取りまとめたものである。

¹ 誤解に基づく風評被害を防止するため、令和3年4月13日以降、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」のみを「ALPS処理水」と呼称している。

Ⅱ. 基本方針の着実な実施に向けた対応の基本的な考え方

基本方針は、これまで専門家による6年以上にわたる議論や、地元自治体や農林漁業者との意見交換、書面での意見募集等も踏まえて決定したものであり、風評影響を最大限抑制するための放出方法の実施、国民・国際社会の理解醸成、生産・加工・流通・消費対策、セーフティネットとしての賠償等、必要な対策の方向性や具体策を盛り込んでいる。

しかしながら、風評影響は、様々な立場の方々の心情の変化による面もあるため、基本方針の決定時に全て見通すことはできない側面もあることに加え、国内外の様々な情勢の変化等も把握していくことが求められる。そのため、今後もワーキンググループや個別の意見交換等を通じて、現場の実態を常に把握し、求められるタイミングで必要な対策を実施していくこととしている。

これまで開催したワーキンググループにおいては、基本方針決定の背景や内容についての説明が不十分であるとの指摘や、国民的な理解がまだまだ不足していること、ALPS処理水の処分による新たな風評への懸念があること、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)が行ってきたこれまでの賠償やその対応が不十分であったこと等の指摘があった。また、基本方針で示した対策に加え、より詳細な具体的対策を早急に提示するべきとの御意見を頂いている。

これに加え、基本方針の決定前に頂いた御意見等も含め、これまで政府に頂いている様々な御意見をしっかりと受け止め、これに最大限応えるよう、当面取り組むべき対策をより詳細に取りまとめ、政府一丸となって実行していくことが重要だと考えている。

これまで頂いた御意見は、主に、①安全性の確保、②国民・国際社会の理解醸成、③風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策、④風評被害が生じた場合の対策、⑤将来に向けた課題、の5点に大別される。

このため、本取りまとめでは、上記①～⑤それぞれの事項について、対応をまとめた。取りまとめに当たっては、一過性の対策に留めるものではなく、対策の効果が継続的に発揮される対策とすることを目指している。具体的には、第一に、風評を生じさせないための仕組みの構築を目指し、第二に、万一風評が生じたとしても農林漁業者を始めとする事業者が安心して事業を継続できる仕組みの構築を目指す、という二つの対策を決定する。

Ⅲ. 取り組むべき当面の対策

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

【1】徹底した安全対策による安心の醸成

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、安全に係る各種法令等を厳格に遵守すること、風評を最大限抑制するための放出方法(トリチウムの濃度や総量、緊急停止の考え方等を含む。)の徹底、客観的で透明性の高いモニタリングを行うこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、透明性の高い外部の目での監視、信頼のある国際機関によるALPS処理水の安全性の確認、モニタリングの強化・拡充等の御指摘があった。

これらを踏まえ、安全性の確保は、ALPS処理水の処分における大前提であることを改めて明確にした上で、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

① 基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省・経済産業省】

現在、東京電力において、政府が基本方針で求めた内容を具体化するための計画の検討が進められている。引き続き、東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。

(ア) **ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施**

ALPS処理水の海洋放出に先立ち、希釈前にそのトリチウム濃度を確認するとともに、トリチウム以外の放射性物質が安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認するに当たっては、東京電力のみならず、民間の測定機関や国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という。)等の第三者による測定も行い、それぞれの結果について、適時、分かりやすく公表する。加えて、放出前に確実に希釈できているかの性能確認と、タンク群ごとの放出開始前及び放出中の濃度測定を実施し、トリチウム濃度について、規制基準を厳格に遵守するだけでなく、1,500ベクレル

/リットル未満であることを確認する。さらに、地元自治体等の協力を得て、測定時のサンプル採取が適切に行われていること等についての確認も実施する。

(イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理

放出する際のトリチウム濃度及びトリチウムの放出量については、基本方針を確実に遵守するとともに、放出開始後については、汚染水の発生量の状況や、新たに発生するALPS処理水のトリチウム濃度、今後の敷地利用計画を毎年度精査し、放出するトリチウム量が可能な限り少なくなるよう次年度以降の放出計画を見直す。また、ALPS処理水の放出に当たっては、トリチウム濃度の低いものから順次処分を行うことで、タンク数の減少を速め、廃止措置に必要な敷地を確保するとともに、トリチウムの自然減衰を利用して放出総量を低減する。²

(ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置

万一、故障や停電により希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することができるよう、緊急停止設備を設置する。

(エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

ALPS処理水の放出に係る安全性を確実に担保すべく、東京電力において、全体を統括する社長直結の責任者を任命するとともに、「ALPS処理水プログラム部」を新設する等、万全の体制を整備する。

② 人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

国内外におけるより一層の安心につなげるため、東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、改めて詳細化や精度向上のための取

² ALPS処理水の処分は、2041～2051年の廃止措置終了までに終える必要がある。タンクに貯蔵されている水と新たに発生する汚染水とを合わせた処分すべきトリチウムの総量の試算は、1,500兆ベクレルを超えるものから1,000兆を下回るものまで幅のある結果となっている。2051年までに処分を終えるためには、単純に計算すると、トリチウムの総量を1,500兆ベクレルと仮定した場合は年間19兆ベクレル、総量を1,000兆ベクレルと仮定した場合は年間13兆ベクレルとなるが、実際の放出量は、廃止措置に必要な敷地の利用計画や、新たに発生する汚染水のトリチウム濃度等により変動する。

組を行い、その結果を透明性高く発信し、あわせて、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。

加えて、風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

③ 原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

東京電力からの処分計画の申請を受け、審査会合での公開審査等も実施しながら、原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省・原子力規制庁】

これまでも、総合モニタリング計画等に基づき、関係省庁、地方自治体、原子力事業者等が連携して放射線モニタリングを実施してきた。令和3年4月にモニタリング調整会議を開催し、関係省庁等が連携して基本方針で示した海域環境モニタリングを確実に実施していくため「海域環境の監視測定タスクフォース」を新設した。今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得るとともに、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）による分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

② 水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続するとともに、地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を行う。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省・経済産業省・原子力規制庁】

IAEAと政府は、令和3年7月8日、ALPS処理水の処分に関するIAEA

との協力枠組みに関する付託事項(TOR)に署名を行った。これを受けて、今後、IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づく確認(レビュー)や、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認(海洋モニタリング・レビュー)を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。

また、経済開発協力機構(以下「OECD」という。)/原子力機関(以下「NEA」という。)等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

② 地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省・経済産業省・環境省】

放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。加えて、東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

③ 徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁・経済産業省】

ALPS処理水の放出に当たっては、地域住民の皆様を始め、国内外の関心を持つ多くの方の安心につなげるため、放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。

また、政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

【2】安心感を広く行き渡らせるための対応

（1）基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、ALPS処理水の安全性等について、科学的な根拠に基づく情報を分かりやすく発信することや、双方向のコミュニケーションを行うこと等を通じ、国内の消費者や風評影響を受け得る様々な事業者等の理解を深める取組を徹底するとしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、できるだけ多くの方と対話を重ねていくことが大切であること、国内外に向けて丁寧な説明が重要であること、過去の風評対策の取組の効果を踏まえた対応とすること、水産物の食育等の取組を続けられるよう努めること、海外の輸入規制緩和に徹底して取り組むべき等の御指摘があった。

これらを踏まえ、国民・国際社会の理解の醸成に向けて、政府としては、説明を尽くす対応と、トリチウムが放出する放射線（ベータ線）は微弱であることや、トリチウム以外の核種の存在や事故炉の特殊性等、よく問われる内容について、まとめて分かりやすく応えるといった受け手のニーズを踏まえた、伝わる広報を行うべく、以下の対策に取り組む。なお、安心感を広く行き渡らせるための対応については、復興大臣の指示に基づき、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（以下「風評払拭タスクフォース」という。）において、関係各省が連携し、政府一丸となって進めるべき施策等が議論されており、以下の具体的対策は、風評払拭タスクフォースでの議論及びその場で取りまとめた施策パッケージを踏まえたものである。

（2）具体的な対策

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

① **農林漁業者への説明の徹底【農林水産省・経済産業省】**

農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続する。

② **製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁・農林水産省・経済産業省】**

正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底する。また、各団体・事業者等に対する説明にとどまらず、多くの会員等の理解向上に資するよう、各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q&Aの配布等の協力を求める。また、農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導を行う。また、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施する。

③ 大消費地への重点対応【復興庁・経済産業省】

国内での風評影響を抑制していくため、大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施する。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催する。

なお、全国での説明・広報活動を強化していくに当たっては、大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化する。

④ 消費者の理解向上【消費者庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

国内での風評影響を抑制していくため、大消費地に限らず、広く消費者の理解を得るべく、風評払拭タスクフォースで示された方針に基づき、多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開する。また、インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充する。なお、食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続する。

また、消費者に理解をより深めていただく観点から、経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大や、企業研修における視察機会の提供を行う。

⑤ 販売員等への説明の徹底【復興庁・経済産業省・観光庁】

スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施する。また、流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

⑥ 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁・文部科学省・経済産業省・観光庁】

福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。また、全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。加えて、全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

⑦ 自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁・経済産業省】

事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。加えて、疑問や不安を持つ方々が情報にたどり着きやすくなるよう、ポータルサイト「Fukushima Updates」(多言語対応)を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供する。また、「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。また、新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底し、正確な情報発信につなげる。

⑨ 徹底した情報公開と高頻度の情報提供【経済産業省】（再掲）

ALPS処理水の放出に当たっては、地域住民の皆様を始め、国内外の関心を持つ多くの方の安心につなげるため、放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう、東京電力に求める。

また、政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

対策5：国際社会への戦略的な発信

① 処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁・外務省・経済産業省】

ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

② 風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁・外務省・経済産業省】

インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析する。また、風評に関する有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

③ 国際機関との緊密な連携【外務省・経済産業省・原子力規制庁】（再掲）

IAEAと政府は、令和3年7月8日、ALPS処理水の処分に関するIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名を行った。これを受けて、今後、IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づく確認（レビュー）や、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認（海洋モニタリング・レビュー）を実施するとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表す

る。

また、OECD／NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

④ 各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁・外務省・農林水産省・経済産業省・観光庁】

在外公館から国際機関・各国政府・海外の報道機関への説明を強化・継続する。また、在京大使館への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会(リモート開催を含む。)を積極的に提供する。

在外公館、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）海外事務所等からの情報を基に、各国の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施する。その際、JETRO海外事務所を中心に、現地日本商工会等の協力も得ながら、当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信を進める。

また、消費者だけでなく、日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成するとともに、英語に加え、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語等に多言語化して広く提供する。また、これらは在外公館及び中央省庁のウェブサイト等に掲載するとともに、政府や日本政府観光局(JNTO)の海外向けオウンドメディア及びSNS(ツイッター等)を活用して、情報発信を行う。

⑤ 国際会議・イベントの活用【外務省・農林水産省・経済産業省】

IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催する。

また、JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。

⑥ 海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁・外務省・経済産業省】

海外の報道機関に対しては、記者会見(オンラインを含む。)の機会の

提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信する。

また、海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供し、理解醸成の機会を設ける。加えて、復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、ALPS処理水の安全性を含め、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。また、事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

⑦ **輸入規制の緩和・撤廃【外務省・農林水産省・経済産業省】**

農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、基本方針や海洋放出に伴い、新たな規制的な措置が執られないよう取り組む。令和2年4月より政府全体の司令塔組織として農林水産省に設置された「農林水産物・食品輸出本部」の発足以降、シンガポールを始め、6か国が輸入規制を撤廃した成果を活かしながら、政府一体となって、対応を加速化する。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

① **処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁・経済産業省】** (再掲)

ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況(トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等)について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

② **風評影響の把握【消費者庁・復興庁・農林水産省・経済産業省】**

福島県や近隣県の産業において、それぞれ産業の懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握する。また、各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続する。

③ 風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁・経済産業省】（再掲）

インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造(メカニズム)等を分析する。また、風評に関する有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

【3】風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

(1) 基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、漁業関係事業者への支援を継続・拡充することや販路開拓・販売促進、観光誘客促進等の支援、交流人口拡大等に取り組むこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、サプライチェーン支援では、ALPS処理水の影響だけではなく、漁業者と流通業者を区別せず、有機的につなげた支援が必要であることや、教育旅行の更なる誘致、風評影響を抑制するためには賠償以外の取組も必要であること等の御指摘があった。

これらを踏まえ、風評影響を抑制し、本格的な復興に向けた対策を講じるべく、以下の対策に取り組む。

(2) 具体的な対策

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

① 被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援【農林水産省・経済産業省】

福島県及び近隣県で漁業を安心して持続できる方策について、生産・流通・加工・消費の各段階において以下のような対策を徹底する。

<生産対策>

(ア) 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充

「がんばる漁業復興支援事業」について、事業計画認定期間を令和7年度まで延長するとともに、福島県や近隣県において、漁獲量が急速に減少している魚種への依存度が高いことを踏まえ、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するとともに、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等の運用改善を行う。

(イ) 被災地における種苗放流の支援強化

被災地における種苗の生産・放流について、対象地域に茨城県を追加し、岩手県から茨城県までにおいて、漁獲物を安定的に生産・供給するため、放流種苗確保の取組を支援する。岩手県及び茨

城県については、アワビを支援対象に追加する。

(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充

福島県における被災した漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に加え、海水冷却装置等の生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大する。

(エ) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充

福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備のために必要な支援を行う。

(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化

福島県において、本格操業に向けて震災からの復興に取り組んでいる中、これを担う漁業者の確保が極めて重要であり、乗組員確保のため水産高校生を対象とした漁業ガイダンスに取り組むほか、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を進めることにより、若者を中心に新規就業者の確保・育成に取り組む。

<加工・流通対策>

(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援

福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、海外バイヤー向け産地訪問や、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援する。

(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援

福島県において、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援するとともに、科学的な「安全」と消費者の「安心」のギャップを解消するため、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を新たに支援する。

(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援

福島県産水産物の消費拡大の取組を奨励する観点から、福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を行う。

(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

福島県の流通のボトルネックを解消すべく、公益社団法人福島相双復興推進機構は、福島県浜通り地域等15市町村の水産関係の仲買・加工業等を支援対象に追加し、「水産販路等支援プロジェクトチーム」を令和3年5月に新設した。同チームにて個別訪問を実施するとともに、同様に支援対象の拡充を行った「6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業」、「人材確保支援事業」も活用して、販路拡大・新商品開発、人材確保等の支援を実施する。

<消費対策>

(ア) 外食店等での販売促進支援

外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催を支援する。また、福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品 EC サイト等を通じて販売する取組を新たに支援する。

(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

福島県や近隣県産の鮮魚等を量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を支援する。

② 被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信

農林水産物の安全を確保するため、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく放射性セシウムの検査や自主検査を実施し、ホームページ等で検査結果を随時公表する。また、食品の安全性や魅力に関する情報について、ホームページや SNS 等を通じた情報発信を引き続き実施する。

(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援

福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証 GAP 等の取得拡大を図るための支援を引き続き実施する。

(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援

被災地において、安全な農林産物を生産できる環境の確保等を図るための牧草、稲わら等の処理の推進や放射性物質の吸収抑制対策への支援を引き続き実施する。

(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組

国内量販店における販売フェア、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施する。また、流通実態を把握するため、風評発生 of 構造変化や有識者等の御意見を踏まえたマーケティング調査を行う。

(オ) 6次産業化等に向けた事業者間マッチング等支援事業

福島県の食品や工芸品等の地域産品の販売促進に向けて、令和3年度からデパートや商業施設等における販売品・特設コーナーの設置、デリバリー店舗・飲食店での県産品を活用したメニューの開発・提供等を新たに支援する。

(カ) 被災地産品の積極的利用の促進

被災地の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開する。

また、JETROや独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)等のサポートを得ながら、JAPANブランド育成支援事業や農林水産物・食品輸出プロジェクトの取組の活用等、海外販路拡大のための取組を支援する。

(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援

福島県産木材製品の放射性物質の調査・分析、福島県産材の安全性をPRするための公共建築物での使用、木製玩具の公共施設等への提供、展示会等での製品展示等による風評被害の防止活動への支援を引き続き実施する。

③ 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁・経済産業省・観光庁】

(ア) ホープツーリズムの促進支援

福島 of 復興の姿に触れるホープツーリズムによる誘客を強化するための必要な支援を行う。あわせて、旅行会社向けの福島県

浜通りツアーの組成に協力し、現地視察を通じて旅行会社に福島県浜通りの今を知ってもらうことにより、旅行会社による福島県浜通りツアーの組成を促す。

(イ) 海洋レジャーへの総合支援

ALPS処理水の放出に伴い、特に海洋レジャーへの影響が懸念されることから、被災地の海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、被災地におけるブルーツーリズムのための取組を総合的に支援する。

(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信

観光客の誘致に向けて、観光協会等、地域の観光関係者による地域ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力の発信を支援するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において、事業を選定・支援する。

また、風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

(エ) 交流人口の拡大支援

福島県浜通り地域等15市町村における交流人口拡大につながるプロジェクトの創出に向けて、「プロジェクト創出の場」の開催を重ねていくとともに、当該15市町村にて誘客コンテンツの開発を行う事業者への支援を行う。あわせて、新たに、福島県浜通り地域等15市町村でQRコード決済等を利用した場合にポイント還元等を行うキャンペーンを令和3年秋以降に実施し、地域全体の消費拡大も推進する。

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省・農林水産省】

農林水産業、商工業及び観光業等に関わる中小企業等に対して、以下のとおり、中小機構やJETRO等による支援を実施する。

(ア) 特別相談窓口の設置等

被災地を中心とした太平洋沿岸部の自治体の中小機構やJETROの各事務所、各地のよろず支援拠点に「特別相談窓口」を設置して、中小企業等の相談に応じる体制を整える。また、関係省庁は、中小機構やJETRO等の支援機関とともに、各地で出前相談会を開

催する。

(イ) 復興支援アドバイザーの派遣等

中小機構の復興支援アドバイザー等を、被災地を中心とした太平洋沿岸部の自治体の中小企業に派遣し、課題・要望等を個別に伺うとともに、事業計画の策定、政府系金融機関等の窓口紹介、販路開拓等の支援を行う。また、JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査を実施する等、海外ビジネスに関する実態把握に努め、金融支援やハンズオン支援等につなげる。

(ウ) EC・見本市等での支援

JETROは、日本の水産物、農林・商工品の販路拡大に引き続き努めるとともに、欧米や東南アジア等をターゲットに、最適なECサイト等を選定し連携することで、「三陸・常磐もの」等を取り扱う中小企業の出展・販路開拓等を支援する。加えて、海外の日本産食材サポーター店に対しても「三陸・常磐もの」を含めた日本産品の魅力をPRする。また、中小機構は、新価値創造展等において、「三陸・常磐もの」等を取り扱う中小企業の出展・販路開拓等を支援する。

(エ) 経済団体等のネットワークの活用

経済団体等のネットワークを活用し、福島県の農林水産品販売会の開催を行う等、県産品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に、継続的な取引の拡大につなげる。また、東京電力に対しても、同社が保有するふくしま応援企業ネットワークを始めとする様々なネットワークを活用し、同様に消費拡大に向けた取組を促進するよう求める。

【4】風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

（1）基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、将来生じ得る風評影響については、現時点では想定し得ない不測の影響が生じ得ることが考えられることから、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するとともに、対策を講じて生じる風評被害には、被害者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導することとしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、漁業者が将来にわたり、安心して子々孫々までなりわいを継続できる環境整備の必要性、東京電力が責任を持って賠償を行うべきこと等の御指摘があった。これらを踏まえ、水産業における急激な需要変動への対応とセーフティネットとしての賠償が機能するようにすべく、以下の対策に取り組む。

（2）具体的な対策

対策8：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① **万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省・経済産業省】**

ALPS処理水の放出は長期に及ぶことから、ALPS処理水の放出に伴う風評影響に悩まされることなく、安心して漁業を続けていくことができるよう、政府として漁業者と一緒に、最後まで徹底した対策を講じる。

具体的には、理解醸成等の対策をとってもなお生じうる風評影響として、漁業関係者から懸念が示されている、ALPS処理水の海洋放出に伴う国内外における国産水産物の需要減少等の事態に対応するため、新たな緊急避難的措置として、冷凍可能な水産物の一時的買取り・保管や、冷凍できない水産物の販路拡大等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する。これらのALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響対策の財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

対策9：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

① 体制の整備【経済産業省】

経済産業省に令和3年4月に設置した賠償についての特別チーム(処理水損害対応支援室)において、東京電力に対する指導にとどまらず、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施する。その際、期間、地域、業種を画一的に限定せず、また、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償をセーフティネットとして機能させるとともに、漁業者の操業拡大意欲や事業者の経営努力を損なうことのないよう適切に対応する。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して、弁護士による法律相談や行政書士による情報提供の継続を求める。

東京電力に対しては、各地域の相談窓口(福島県(11ヶ所))、補償相談センター(福島県(5か所)、宮城県、茨城県、東京都)を通じて、ALPS処理水を含め、原子力損害に関する問合せに幅広く対応するよう指導する(東京電力は令和3年4月にALPS処理水の放出に関する賠償の専用ダイヤルを開設済)。具体的な相談があれば、賠償方針に関する説明や、個別訪問による御事情伺い、請求支援を実施するよう、東京電力を指導する。

② 賠償の方針【経済産業省】

風評対策に万全を期してもなお被害が発生した場合は、東京電力が、必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう、政府としても必要な環境整備に努め、その実施状況を指導・監督する。東京電力は、既に以下の方針を表明しているが、こうした方針を含む風評賠償の枠組みを早期に取りまとめ、公表するよう指導する。また、その後、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を開始する。

<風評賠償の枠組みの主なポイント>

- i. 放出前であっても風評被害が生じた場合は、迅速かつ適切に賠償。
- ii. 取り扱われる商品やサービスが直接風評の影響を受けていない間接的な損害についても、適切に対応。
- iii. 将来にわたる損害として一括賠償の支払を受けた事業者においても、既に支払をした一括賠償の対象となる損害とは扱わず、新たな損害として別枠で賠償。
- iv. 風評被害の算定方法や請求方法については、既存の賠償の枠組みを最大限活用。

- v. 損害の推認に当たっては、統計データの使用等、請求者の手間をできる限り軽減できる方法を検討。
- vi. 関係者の御意見を伺いながら、上記方針の具体化を進め、ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合の備えとなるよう、セーフティネットとして機能する賠償の枠組みを構築。

③ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

賠償の方針について、東京電力と事業者団体等との間で協議を行う際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。個別の損害賠償に不服がある場合には、政府は、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR センター)の活用を促すとともに、東京電力が自ら誓約した「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

【５】長期的な課題の解決に向けた対策

（１）基本方針とワーキンググループ等を踏まえた今後の対応方針

基本方針においては、トリチウム分離技術については、ALPS小委員会の報告書等で「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価がされているが、引き続き、新たな技術動向を注視し、現実的に実用可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこととしている。

基本方針決定後、ワーキンググループ等においては、トリチウム分離技術は、政府が主体となって対応すべき等の御指摘があった。これらを踏まえ、将来技術の継続的な追求を行うべく、以下の対策に取り組む。

（２）具体的な対策

対策１０：風評を抑制する将来技術の継続的な追求

① トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握【経済産業省】

トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。加えて、東京電力が、第三者(ナインシグマ・ホールディングス株式会社)を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

② 汚染水発生量の更なる抑制【経済産業省】

汚染水発生量は、これまでの対策により大幅に低減してきたが、今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。

現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

IV. おわりに

風評をめぐる状況は、時々刻々と変化するため、本取りまとめ以降も、ワーキンググループ等は継続して実施していくとともに、ALPS処理水の放出が数十年にわたり継続することを踏まえ、これに伴う風評影響を受けるおそれのある漁業者については、安心して事業を続けていけるよう、ALPS処理水による風評影響が生じ得る限り、長期的な視点に立って対策を講じる。

今後は、令和3年内を目途に中長期的な取組の行動計画を策定すべく、風評影響の把握やヒアリング等の実施を継続するとともに、必要な追加対策を機動的に講じていく。